



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

974	一般競争入札による落札者の決定	(災害対策課).....	1
975	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
976	〃	(〃).....	2
977	〃	(〃).....	3
978	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	3
979	大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	4
980	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(〃).....	4
981	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
982	道路の供用開始	(〃).....	5
983	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	6
984	〃	(〃).....	6
985	〃	(〃).....	7
986	〃	(〃).....	8

○ 警察本部告示

13	随意契約の相手方の決定	9
----	-------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第974号

和歌山県防災ヘリコプターの調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る調達物品等の名称及び数量
和歌山県防災ヘリコプター 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局災害対策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成30年8月16日
- 落札者の氏名及び住所
ユーロテックジャパン株式会社
和歌山県和歌山市一筋目12番地
- 落札金額

2,106,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額156,000,000円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年7月3日

和歌山県告示第975号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年9月14日まで縦覧に供する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成30年8月14日
- 2 名称
特定非営利活動法人心
- 3 代表者の氏名
小林安子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県橋本市紀見79番地の14
- 5 定款に記載された目的

この法人は、介護や福祉を必要とする高齢者及び障害者、並びにその家族等に対して介護や福祉に関する事業を行い、社会的弱者と言われるような方々が、地域社会の中で孤立したり各種の弊害をうけることのないように、各々がパートナーシップの立場に立ち、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの理論を実践することにより、地域ぐるみでの介護や福祉を通したまちづくりをためすことにより、より人間らしい思いやりを育み、分かち合うことで社会に貢献、地域住民に寄与すること及び、次代を担う地域における青少年の健全育成を念頭に置いた活動等を主たる目的とする。

和歌山県告示第976号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年9月18日まで縦覧に供する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成30年8月15日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山口腔ケア&摂食・嚥下研究会
- 3 代表者の氏名
藤原啓次
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市北新戎ノ丁25番地

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対して、和歌山県下における口腔、摂食、嚥下障害のある方を支援すること、口腔・摂食・嚥下障害に関わる関係機関と連携しネットワークを整備すること、また、口腔・摂食・嚥下障害の教育・研究及びリハビリテーション支援の普及と向上を図ることを目的とする。

和歌山県告示第977号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年9月18日まで縦覧に供する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年8月15日

2 名称

特定非営利活動法人市民の力わかやま

3 代表者の氏名

山口裕市

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市橋丁23番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の市民が共に集い、インターネットを使った共同利用型教育システム（わかやまインターネット市民塾）の開設と運用をする。これにより、「知の循環」型教育の創出を図るほか、情報プラットフォームを構築して、地域の活性化やまちづくり等に役立つ種々の調査や研究及び事業やサービスの提供を行う。さらに、今後増加する団塊世代シニア層の「知識や経験・想い」を活かしながら、若い力と協働する種々の場を創り出すことに力を注ぐとともに、様々なグループや団体との積極的な交流連携を図り、地域の活性化、コミュニティビジネスの創出・発展及びまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第978号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071200079	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所	和歌山県紀の川市桃山町最上 1253 番地 2	通所介護	平成 30. 5. 1
3072500931	株式会社 Ange	デイサービスセンターあんじゅ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満 442-27	通所介護	平成 30. 5. 1
3071600336	医療法人明美会	きびデイサービスセンター	和歌山県有田郡有田川町小島 15	通所介護	平成 30. 5. 31

30722008 54	株式会社葵	デイサービスセンターあ おい	和歌山県田辺市下屋敷町 1番地78号	通所介護	平成 30.5.31
30722002 01	有限会社打越	ホームヘルパーU	和歌山県田辺市上の山二 丁目14-29	訪問介護	平成 30.6.16
30720005 93	セカンドクラフト株式会 社	訪問介護事業所ホップ御 坊	和歌山県御坊市湯川町小 松原371番5号	訪問介護	平成 30.6.30
30712008 97	和歌山高齢者生活協同組 合	ケアセンターおたっしや 倶楽部那賀事業所	和歌山県紀の川市上野 299-1	訪問介護	平成 30.7.1
30723001 59	社会福祉法人紀新会	デイサービスセンター温 泉ハウスくまの	和歌山県新宮市蜂伏14 番19号	通所介護	平成 30.7.1
30617900 71	株式会社瑞穂会	訪問看護ステーション瑞 穂	和歌山県紀の川市粉河 775-1	介護予防訪問 看護	平成 30.8.1
30717007 14	株式会社瑞穂会	ヘルパーステーション瑞 穂	和歌山県紀の川市粉河 775-1	訪問介護	平成 30.8.1
30717007 22	株式会社瑞穂会	デイサービスセンター瑞 穂	和歌山県紀の川市粉河 775-1	通所介護	平成 30.8.1

和歌山県告示第979号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源粉河店

和歌山県紀の川市粉河785番地

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成30年和歌山県告示第461号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成30年8月28日から同年9月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第980号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月28日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーデリシャスヒロ高松店
和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成30年和歌山県告示第462号
- 3 意見の概要
 - (1) 当該店舗の施設の運営に伴い発生する騒音に関し、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
 - (2) 通学路の安全確保に十分注意してください。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成30年8月28日から同年9月28日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第981号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町高畑字下浦194番1地先から同町桂瀬字垣内23番1地先まで	旧	7.17 } 16.92	249.77	
同上	新	7.17 } 16.92	249.77	
同上	新	10.25 } 24.55	226.28	

和歌山県告示第982号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町高畑字下浦194番1地先から同町桂瀬字垣内23番1地先まで

供用開始の期日 平成30年8月28日

和歌山県告示第983号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

下垣内谷右支川（3-344-2-068）、下垣内谷右支川（3-344-2-069）、堂垣内谷（3-344-2-070）、御殿川右支溪（3-344-2-071）、清川右支溪（3-344-1-009）、清川右支溪（3-344-2-032）、清川左支溪（3-344-2-033-1）、清川左支溪（3-344-2-033-2）、清川左支溪（3-344-2-035）、清川左支溪（3-344-2-036）、清川左支溪（3-344-2-037）、相ノ浦1（Ⅰ-3244）、相ノ浦2（Ⅱ-1199）、相ノ浦3（Ⅱ-1200）、相ノ浦4（Ⅱ-1201）、相ノ浦5（Ⅱ-1202）、相ノ浦6（Ⅱ-1203）、相ノ浦7（Ⅱ-1204）、相ノ浦8（Ⅱ-1205）、相ノ浦9（Ⅱ-1206）、相ノ浦10（Ⅱ-1207）、相ノ浦11（Ⅱ-1208）、南1（Ⅱ-1146）、南2（Ⅱ-1147）、南3（Ⅱ-1148）、南4（Ⅱ-1151）、南5（Ⅱ-1152）、南6（Ⅱ-1153）、大滝2（Ⅱ-1197）、大滝3（Ⅱ-1198）、相ノ浦（101）（Ⅱ-10240）、相ノ浦（102）（Ⅱ-10241）、相ノ浦（103）（Ⅱ-10242）、相ノ浦（104）（Ⅱ-10243）、南（101）（Ⅰ-10028）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

上垣内谷（3-344-2-072）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第984号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

宮の谷川(4-362-1-009)、老賀八幡西谷川(4-362-1-010)、藤瀧谷川(4-362-1-011-1)、藤瀧谷川(4-362-1-011-2)、上の奥谷西川(4-362-1-012)、夏明谷川(4-362-1-013)、柿谷東川(4-362-2-019)、柿谷川(4-362-2-020-1)、柿谷川(4-362-2-020-2)、室河南谷川(4-362-2-021)、室河谷川(4-362-2-022)、一の谷川(4-362-2-023)、落合谷川(4-362-2-024)、折楠谷川(4-362-2-025)、権保谷川(4-362-2-026)、上津木堂通(4)(Ⅱ-3127)、上津木堂通(5)(Ⅱ-3128)、上津木鎌谷(1)(Ⅱ-3129)、上津木権保(1)(Ⅱ-3130)、上津木鎌谷(2)(Ⅱ-3131)、上津木権保(2)(Ⅱ-3132)、上津木鎌谷(3)(Ⅱ-3133)、上津木堂通(1)(Ⅱ-3134)、上津木堂通(2)(Ⅱ-3135)、上津木堂通(3)(Ⅱ-3136)、上津木柳渕(Ⅱ-3137)、上津木北垣内(1)(Ⅱ-3138)、上津木北垣内(2)(Ⅱ-3139)、上津木北垣内(3)(Ⅱ-3140)、上津木石塚(1)(Ⅱ-3141)、上津木石塚(2)(Ⅱ-3142)、上津木的場(1)(Ⅱ-3143)、上津木(106)(Ⅰ-40053)、上津木(107)(Ⅱ-40435)、上津木(108)(Ⅱ-40436)、上津木(109)(Ⅱ-40437)、上津木(110)(Ⅱ-40438)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第985号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

由良川右支溪101(5-383-1-901)、由良川左支溪102(5-383-2-901)、里(101)(Ⅰ-50201)、里(102)(Ⅰ-50202)、里(103)(Ⅱ-50347)、里(104)(Ⅱ-50348)、里(105)(Ⅱ-50349)、里(106)(Ⅱ-50350)、里(107)(Ⅱ-50351)、里(108)(Ⅱ-50352)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第986号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

田原川右支溪(7-423-1-044)、玉蔵院谷(7-423-1-045)、田原川左支溪(7-423-1-049)、鎌ヶ谷(7-423-1-050)、田原川右支溪(7-423-2-018)、田原川右支溪(7-423-2-019)、五平(I-1867)、坊・玉蔵院(I-1868)、東向(I-1869)、田原(1)(I-2422)、田原(2)(I-4570)、田原(4)(I-4572)、田原(5)(I-4573)、田原(6)(I-4574)、田原(7)(I-4575)、田原(8)(I-4579)、田原(204)(II-7328)、田原(201)(II-7329)、田原(202)(II-7330)、田原(203)(II-7331)、田原(211)(II-7332)、田原(205)(II-7333)、田原(206)(II-7334)、田原(207)(II-7335)、田原(208)(II-7336)、田原(209)(II-7337)、田原(210)(II-7338)、田原(304)(III-4358)、田原(305)(III-4359)、田原(101)(I-70206)、田原(102)(I-70207)、田原(103)(II-70208)、田原(104)(II-70209)、田原(105)(II-70210)、田原(106)(II-70211)、田原(107)(II-70212)、田原(108)(II-70213)、田原(109)(II-70214)、田原(110)(II-70215)、田原(111)(II-70216)、田原(112)(II-70217)、田原(113)(II-70218)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

高浜川左支溪(7-423-2-025)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第13号

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年8月28日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年7月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社・富士通リース株式会社コンソーシアム

（代表者）富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（構成員）富士通リース株式会社

東京都千代田区神田練塀町3番地

5 随意契約に係る契約金額

378,333,720円（うち消費税及び地方消費税の額28,024,720円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。